

510-2418
平成27年12月 3日

各小中学校長 様

串間市教育委員会
教育長

申出による児童手当からの学校給食費の徴収について（通知）

このことについて、9月に行われた市校長会において説明しました、「申出による児童手当からの学校給食費の徴収について」につきましては、市福祉事務所との協議を終え、別添の事務の流れにより平成28年2月支給分から進めることとなりました。

つきましては、対象となる学校におかれましては、別添の事務の流れにより未納者に児童手当からの徴収について案内していただき、12月21日までに申出書のリストを作成し、申出書とともに下記担当まで提出していただきますようお願ひいたします。

文書取扱：学校政策課 教育総務係
担当：
T E L：0987-72- 内線
F A X：0987-71-
メールアドレス：

串間市における児童手当による未納対応に基づく福島小の取り組みについて

昨今の経済状況の厳しさの中、本校では、児童数はあまり変わらないものの、児童数に対する就学援助希望者は年々増加しており、認定者率も増加してきた。

毎年、年度当初に給食費の納入誓約書を保護者に記入してもらい、給食費の納入の意識付けをしているが、納付状況も延滞者が増えている状況にあった。

串間市では、就学援助対象者の内、学校納入金に遅延がある場合は、就学援助費を学校長口座に振り込んでもらうことにより、学校納付金に補填している。

しかしながら、就学援助者以外の未納者については、事務室から随時、納入についての連絡・依頼・督促を行ってきたが、反応は芳しくなく、連絡が取れないなど、対応が厳しい状況にあった。

そんななか、昨年より串間市では給食費に未納がある場合は、保護者の同意のもと児童手当から未納分を学校長口座に振り込んでもらうことができるようになった。

児童手当
特例給付

に係る学校給食費の徴収に関する申出書

串間市長 殿

私は、児童手当法第22条の3 第1項 第2項 の規定に基づき、市町村長から支給を受ける児童手当等（児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。）の額から、以下の費用につき、当該児童手当等の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、平成 年 月分までの児童手当等から各費用の支払に充てるものとします。

また、支払いに充てる費用は子どもが在籍する学校長口座へ振り込むことに同意します。

徴収（支払）費用

学校給食費

※ 学校給食費については、学校が管理する口座へ支払うこととする。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

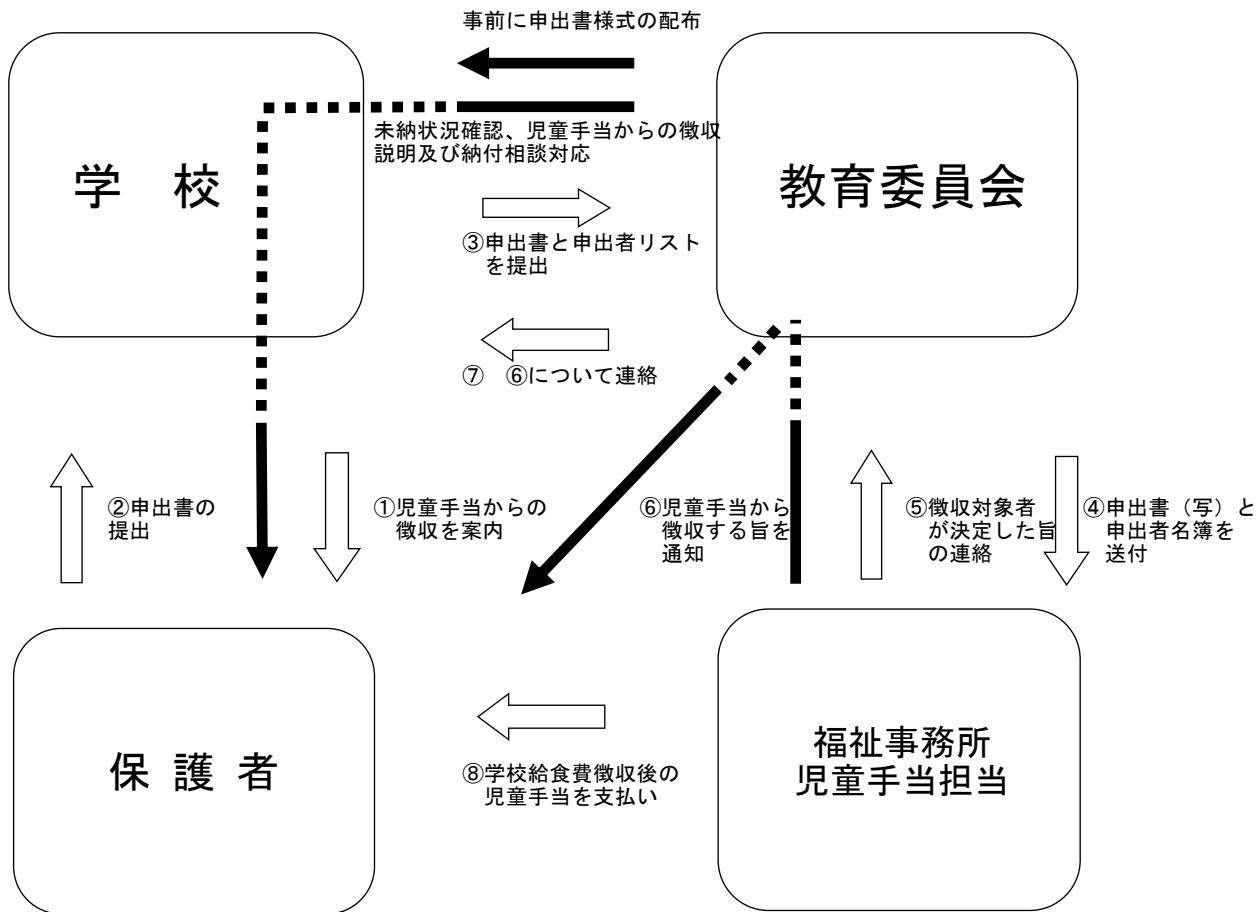
印

連絡先（携帯電話番号）

児童生徒の氏名

【備考】必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

申出による児童手当からの学校給食費の徴収にかかる事務の流れ
 (2 枚 目 左)



①学校は、納付誓約が守られない法的手続の対象となりうる未納者に対し、児童手当からの徴収申出書の提出を案内。※詳細については、別紙記入例を参照

<注意点> 「要保護・準要保護受給世帯」からの徴収はできません。

※1 未納者に対し、児童手当からの徴収を案内する場合は、事前に児童手当受給対象者となるいるか学校政策課を通して福祉事務所児童手当担当に確認を依頼すること。

※2 場合によっては、学校政策課が学校等に出向き、未納者に対し、未納状況の確認と児童手当からの徴収について説明。

②保護者は「申出書」を提出。

③学校は申出者のリストを作成し、申出書とともに学校政策課へ提出。

④学校政策課は各学校から提出された資料を申出者名簿にとりまとめ、申出書(写)とともに福祉事務所児童手当担当へ送付。

⑤福祉事務所児童手当担当は申出書及び申出書名簿をもとに、徴収対象者を決定し、学校政策課へ通知。

⑥福祉事務所は、保護者に児童手当から徴収する旨の児童手当支払通知書を送付する。また学校政策課は学校給食費への充当明細書を保護者へ送付。

⑦学校政策課は、⑥について学校側へ連絡。

⑧福祉事務所児童手当担当は手当支払期に学校給食費徴収後の児童手当を保護者へ支払い。

※注 2回目以降の徴収については、基本的に年3回の定期払いの締日までに学校と学校政策課間で未納額を確認した上で徴収を続けることができますが、婚姻や生計中心者変更があった場合、申出書を取り直す必要がありますのでご注意ください。

この場合、児童手当支給は随時払対象となります。

児童手当に係る給食費の徴収（支払）に関する申出者リスト

（平成 28 年 10 月支払期分）

学 校 名	校 長 名	処理担当者名
福島小学校	○○ ○○ 印	△△ △△ 印

※申出者リストは、受給者（保護者）のふりがな順に作成してください。

No	受給者（保護者）に関する欄				子ども（児童生徒）に関する欄			徴収費目		徴収合計金額
	氏 名	ふ り が な	生 年 月 日	住 所	氏 名	生 年 月 日	学年	学 校 給 食 費		
1	A	エー		串間市大字□□□□番地	B			12,000		12,000
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
合				計						

振り込んでほしい学校長名の指定口座
を記入する。

口 座 情 報

金 融 機 関 名	宮崎銀行	支 店 (所) 名	串間支店
預 金 種 别	普通	口 座 番 号	×××××××
フ リ ガ ナ	クシマシリツフクシマショウガッコウ		
口 座 名 義 人	コウチョウ ○○ ○○		

児童手当による給食費の徴収の導入後の現状と課題

【現状と成果】

昨年度導入された児童手当による徴収について、保護者のご理解・ご了承をいただき、納付していただくことができた。例年より、かなり早い時期に完納となり、繁忙期に余裕を持って会計業務を行うことができた。

【今後の課題】

昨年度は、該当の保護者のご了承をいただきこの制度が活用できたが、保護者によつては、連絡が取れなかつたり、書類の提出等が苦手な方もいらっしゃるので、さらなる効率化をはかる必要がある。

児童手当から徴収できるのは、現在のところ、**学校給食費のみ**と規定されているので、今後、**副教材費まで拡充**していただく必要がある。

